

第2次千葉市議会運営活性化推進協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市議会は、千葉市議会基本条例（平成29年千葉市条例第26号）を基調とし、課題となっている議会運営に関する諸事項について調査・検討及び検証を行うため、第2次千葉市議会運営活性化推進協議会（以下「第2次活性化推進協議会」という。）を設置する。

(協議・検討事項)

第2条 第2次活性化推進協議会は、次の事項を協議・検討する。

- (1) 委員会機能の充実について
- (2) 一般質問における一括質問の時間の短縮について
- (3) 議会のICT化について
- (4) その他必要と認める事項

(委員)

第3条 第2次活性化推進協議会は、議長、副議長及び各会派幹事長を含む委員15人をもって組織し、各会派から選出される委員の数は、次のとおりとする。

- (1) 自由民主党千葉市議会議員団 3人
- (2) 未来立憲民主ちば 3人
- (3) 公明党千葉市議会議員団 2人
- (4) 自由民主党・無所属の会 2人
- (5) 日本共産党千葉市議会議員団 2人
- (6) 市民ネットワーク 1人

2 委員の任期は、第9条に定める第2次活性化推進協議会の設置期間とする。ただし、委員は、その任期中、交替することができる。

3 委員がその所属する会派を離脱したときは、委員の職を解かれるものとする。この場合において、当該委員が所属していた会派は、速やかに新たな委員を選出するものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 第2次活性化推進協議会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、それぞれ議長及び副議長がその職務を務めるものとする。
- 3 委員長は、第2次活性化推進協議会を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 第2次活性化推進協議会は、委員長が招集する。

- 2 第2次活性化推進協議会は、委員（次項の規定により代理で出席する議員を含む。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は、あらかじめ委員長に届け出て、任意に委員でない議員を代理として出席させることができる。

- 4 無所属議員は、オブザーバーとして会議に参加し、参考意見を述べることができる。
- 5 第2次活性化推進協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。
- 6 第2次活性化推進協議会は、公開とする。ただし、必要があると認めるときは、公開しないことができる。
- 7 第2次活性化推進協議会は、議論を尽くし、本市議会の歴史と伝統に基づき少数意見を尊重するほか、会派間・議員間の合意形成を図るよう最大限の努力を払うものとする。

(部会等)

第6条 第2次活性化推進協議会は、専門的事項を協議・検討させるため、部会等を置くことができる。

(記録)

第7条 委員長は、議会事務局の職員に第2次千葉市議会運営活性化推進協議会の議事の概要、出席者の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させる。

(協議等の取りまとめ等)

第8条 第2条に掲げる協議・検討事項は、意見を整理・集約の上、幹事長会議に諮って結論を得るものとする。

- 2 委員長は、前項の規定により結論を得られたときは、報告書を作成し、議長に報告する。

(設置期間)

第9条 第2次活性化推進協議会の設置期間は、この要綱の施行の日から令和4年11月30日までとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、第2次活性化推進協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和4年11月30日限り、その効力を失う。